仙台市立仙台工業高等学校部活動方針について

1　方針策定の目的

国及び仙台市からの「部活動の方針に係る学校での対応について」の通知を受け、本校部活動の運営方針を示し、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮する。

2　活動方針

（１）　年間・月間活動計画の作成

①　各顧問は、生徒・保護者等に対して年間・月間活動計画を作成し、活動日、休養日、各種大会・コンテスト等の日程を明示する。

②　各顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、練習の目的、技能等の向上や心身の成長のため適切なものであることを理解させる。

3　適切な活動時間並びに休養日等の設定

（１）　休養日の設定

・部活動の休養日は，各部活動の大会などの状況に合わせ，計画的に適切な休養日を定める。

（２）　活動時間の設定

①　学期中の平日の活動時間

・基本は 2 時間程度とし、生徒は，19 時 45 分までに学校施設（体育館など）を退館，20 時を完全下校とする。

・定期考査一週間前から考査最終日までは部活動自粛期間とする。ただし，※公式戦が行われる日からさかのぼり，2 週間前からの練習については，活動許可申請をし校長の許可を得て活動することが出来る。活動時間については、考査に差し支えないよう実活動一時間までとする。

②　学校の休業日の活動時間

・基本は 3 時間程度とし、各部活動の大会などの状況に合わせ，計画的に適切に行う。

③　有効な課外活動の実施

・生徒は時間を有効に活用し，将来，役立つ資格取得の学習やボランティア活動などの社会参画に当てるなど，幅広い体験を通して社会人としての資質・能力を養う。

・校長は教職員の勤務時間管理等を行うとともに，生徒が安全に活動を行い，教員の負担が過度にならないよう，適宜，応じて指導・是正を行い，教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

（３）各種大会（コンクール等も含む）・遠征合宿等への参加について

①　生徒・保護者等へ詳細を示し、参加承諾を得ること。

②　部員の移動は、原則として公共交通機関を利用させることとする。

※困難な場合には、保護者等の共通理解と了承を得ることを前提として、保護者等への協力を求めてもよいこととする。

4　新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴う部活動の対応などについて

・活動前後には、生徒の健康状態確認を実施する。また、手洗いや手掌消毒についても引き続き推奨し、基本的にマスクの着用は求めないこととする。しかし、３密が避けられない場合など状況に応じて、顧問が着用の指示を行う。
・室内活動をする部活動においては、十分な換気を行い、生徒同士が近距離にならないよう工夫する。接触を避けられない競技においては、競技中以外の接触はなるべく避け、近距離での会話などに十分配慮する。また、飲料等の回し飲み等も避けるよう指示をする。
・各種大会・コンクールにおいては、主催者側の運営方針に則り活動することとする。なお、練習試合等、本校以外の生徒などとの交流については、各顧問で話し合い対応することとする。